

事務連絡
令和2年4月7日

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己 殿

国土交通省
自動車局貨物課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急物資の運送について

政府において新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号、以下「法」という。）について、新型コロナウイルス感染症を暫定的に新型インフルエンザ等とみなす改正が行われ、法第三十二条に基づく緊急事態が宣言された際には、法第五十四条に基づく緊急物資の運送について、関係省庁等からの要請に基づき運送事業者である指定公共機関に対し要請することとなります。

つきましては、法に基づく緊急物資の運送の要請が発生した場合には、災害対策基本法と同様のスキームにより、当面の間、法に基づく指定公共機関との輸送調整等に協力いただきますようお願い申し上げます。

また、緊急事態宣言の状況下においても国民生活に必要な物資は引き続き輸送を実施する必要があり、輸送の引き受けについてはこれまで同様、荷主と運送事業者間での契約に基づいて対応いただきますよう、会員事業者への周知をお願いいたします。